

移送費の支給基準

支給対象となる通院は、居住地または勤務地から片道2 km以上の通院であって、次のいずれかに該当する場合です。

①同一市町村内の適切な医療機関に通院したとき。

②同一市町村以外への通院の場合。

イ 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の適切な医療機関に通院したとき。

ロ 交通事情等から利便性が高い隣接する市町村内の適切な医療機関に通院したとき。

ハ 同一市町村及び隣接する市町村の適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの適切な医療機関に通院したとき。

※「同一市町村」とは、居住地または勤務地と同一の市町村をいいます。

※「医療機関」とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。